

12月3日から9日は「障害者週間」です

▶問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015 / FAX 73-3023

「障害者週間」は、国民が広く障がい者の福祉についての関心と理解を深め、障がい者が積極的に多分野の活動に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。

「共生社会（障がいの有無に関わらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会）」の実現に向けて、一人ひとりが普段の生活の中で自ら実施できることに取り組んでいきましょう。

障がいを理由とする差別をなくしましょう

障がいのある人もない人も分け隔てなく生活できることをめざして、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では、次のことが定められています。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

市役所や事業者が、障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することを禁止しています。

② 合理的配慮の提供

市役所や事業者が、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（合理的配慮）を求めています。

〈良い例〉

- ・ 聴覚障がいのある人には、筆談や手話などの方法で、コミュニケーションをとる。
- ・ 飲食店で視覚障がいのある人には、メニューを読み上げたり、食べたい物を聞いたりして一緒に選ぶ。

〈悪い例〉

- ・ 障がいがあることだけを理由に、乗り物や宿泊施設などの利用を一時的に断る。
- ・ 飲食店に入ろうとしている障がいのある人の入店を断る。

障がい者を虐待から守りましょう

障がい者への虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこでも起こりうる問題です。そのために、一人ひとりがこの問題を認識し、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

- 障がい者虐待の特徴…**
- ・ 虐待している人に、虐待している認識がない
 - ・ 虐待をされている人が虐待だと認識できずに、自分から被害を訴えられない

虐待かどうかの判断が難しい場合でも、「何か困っているようだ」「様子がいつもと違う」といった少しの「気付き」で情報をお寄せください。早めの気付きが問題の深刻化を防ぐきっかけになります。なお、通報や届け出をした人を特定する情報は守られます。

▶障がい者虐待に関する相談・連絡先 市障害者虐待防止センター（福祉課内） ☎ 73-3015 / FAX 73-3023

障がいに関する相談ができます

障がいのある人やその家族、周りの人など、どなたでも相談できます。福祉のサービス、就労など、困ったことや聞いてほしいことがあれば、福祉課までお気軽にご相談ください。

▶問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015 Email : fukushi@city.mitoyo.lg.jp

ひきこもりについて悩んでいませんか？

長い間、社会とのつながりがなく、家庭にとどまり、これからどうしたらよいか分からず悩んでいませんか。ひきこもりに悩む本人だけでなく、ご家族も相談できます。

▶問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015 / 県ひきこもり地域支援センター「アンダンテ」 ☎ 087-804-5115 / 西讃保健福祉事務所 ☎ 25-2052

聴覚に障がいのある人に災害用バンダナを配布します

災害時などに聴覚に障がいがあることや手話ができる健聴者であることがひと目で分かる、「災害用バンダナ」を福祉課で配布しています。

▶聴覚に障がいのある人のための「災害用バンダナ」



障害者手帳アプリ「ミライロ ID」^{アイディー}が利用できます

障がいのある人が公共施設での利用料金などの減免を受ける際に、障害者手帳の提示に代えて障害者手帳アプリ「ミライロ ID」が利用できます。

ミライロ ID の使い方

- ① スマートフォンでアプリをダウンロード
- ② 障害者手帳の情報を登録
- ③ 公共施設で料金を支払う時にスマートフォンの画面を提示
- ④ 料金の減免が受けられる



【市内で利用できる施設】

- ・ たかせ天然温泉
- ・ ふれあいパークみの
- ・ たからだの里「環の湯」
- ・ つたじま渡船
- ・ 宗吉かわらの里展示館
- ・ 詫間町民俗資料館・考古館



▶使い方やQ&Aはこちら

障がい者とほじょ犬は、いつでもどこでも一緒に受け入れのご理解をお願いします

ほじょ犬は、目や耳や手足など身体に障がいのある人の生活をお手伝いするために、特別な訓練を受けています。公共施設や公共交通機関、商業施設や飲食店、病院などでほじょ犬の同伴を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務付けられています。

犬だからという理由だけで拒否せずに、受け入れにご理解をお願いします。

また、身体障害者手帳をお持ちの人で、盲導犬、聴導犬、介助犬を希望する人は福祉課にご相談ください。



会員を募集しています

・市身体障害者協会

対象…身体障害者手帳をお持ちの人

内容…福祉大会、スポーツ大会への参加など、地域での会員相互の親睦を図ります。

▶問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015

・みとよ視覚障がい者支援センターひかり

対象…目が見えない・見えにくい人とその家族、または支援者

内容…親睦会、スマートフォンなど ICT 研修会を毎月第4土曜日に開催しています。

▶問い合わせ 支援センターひかり事務局 ☎ 090-6902-8621 / 福祉課 ☎ 73-3015

